

01 ひとり親家庭等の皆さんへ

ひとり親家庭等医療、児童扶養手当

8月1日(木)～20日(火)に 確実に お願いします

■問合せ 子ども家庭課 ☎41-2661

いずれも、▶受付期間 8月1日(木)～20日(火) (土日祝日を除く)
午前9時～午後5時 (正午～午後1時を除く)

▶ところ 市役所本館1階 中央階段横の現況届受付会場

● ひとり親家庭等医療の更新手続き

ひとり親家庭等医療を受給している人は、毎年更新手続きが必要です。該当する人には7月中旬に案内を送付しますので、期限までに手続きをしてください。

※現在持っている「ひとり親家庭等医療証」は、有効期限が9月30日までです。手続きが遅れると、医療費の助成を受けられない期間が生じる場合がありますので注意してください。

● 児童扶養手当の現況届の受け付け

児童扶養手当を受けている人は、毎年8月に現況届が必要です。該当する人には7月中旬に通知します。なお、届けは受給者本人のみ受け付けます。

※届を提出しないと、引き続き受給資格があっても、11月分以降の手当の支給を受けられなくなりますので必ず提出してください。

★ 未婚の児童扶養手当受給者に対して、臨時・特別給付金が支給されます

児童扶養手当の受給者のうち、未婚の人に対し、臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

- ▶支給額 17,500円
- ▶支給時期 令和2年1月に支給予定
- ▶支給対象者 令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母で、婚姻（法律婚）をしたことがない人

※申請書類を7月中旬に送付する児童扶養手当現況届の通知に同封します。申請は、児童扶養手当現況届(8月)の手続きの際に、同時に行います。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

❗ 臨時・特別給付金の“振込詐欺”や“個人情報の搾取”に注意してください

- 都道府県・市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 都道府県・市町村や厚生労働省などが、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」を支給するために、手数料の振込みを求めること等は絶対にありません。

65 歳以上の皆さんへ

02

介護保険料の納入（納付）通知書を送ります

■相談・問合せ 福祉課 介護保険料担当 ☎41-2683

今年度の介護保険料が決定しました。7月中旬に介護保険料納入（納付）通知書を送ります。特別徴収（年金天引き）・口座振替以外の人または保険料が変更となる人で、納付書を同封されている人は、近くの金融機関・コンビニエンスストアなどで支払ってください。

納入（納付）通知書中「平成31年度」表記については、「令和元年度」に読み替えてください。

▶**発送予定** 7月中旬

▶**納期限** 通知書に記載

消費税の改定が10月から実施されることに伴い、介護保険料の軽減が拡充されます。国の基準に合わせ、第1段階および第2段階の保険料率が改定されます。詳しくは個別の通知書で確認ください。

保険料を滞納していると、その滞納期間に応じた給付が制限されます。

分割納付や減免の制度もありますので、納付が困難な場合は、早めに納付相談をしてください。

03

あんしん介護相談員を募集します

■問合せ 福祉課 介護保険担当 ☎41-2683

あんしん介護相談員は、市内の介護保険施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設）を訪問し、利用者やその家族の話を傾けることで、悩みや不安の解消に努めています。また、日頃抱えている要望等を利用者の代わりに施設へ伝えるなど、介護サービスの質の向上につながる活動を行っています。

▶**応募資格** ①～④全ての条件を満たす人

- ①市内または大牟田市近郊に居住の、介護に関心のある20歳以上の人
- ②月に4回程度（1回当たり2～3時間）市内の介護保険施設への訪問活動ができること
- ③月に1回（毎月第2水曜日）の介護相談員連絡会議（定例会）に出席できること
- ④介護相談員養成研修（約40時間程度）を受講できること

▶**募集人員** 若干名

▶**選考方法** 書類審査および面接

▶**選考結果** 応募者全員に文書で通知

▶**申込み** 福祉課介護保険担当で配布している応募用紙に記入し、8月16日(金)までに郵送または直接、福祉課介護保険担当（〒836-8666 住所不要）へ。

※応募用紙は、市のホームページからも入手できます。

04

パートナー研修会 ～認知症サポーター
ステップアップ講座～ を開催します

■主催・問合せ おおむた認知症カフェ連絡協議会（☎090-4511-5707）

認知症サポーターや認知症について興味のある人が、地域の中でできる範囲の手助けや声掛けなどについて、理解を深めるための講座です。

▶**とき** ①7月29日(月)、②7月30日(火)、③7月31日(水) いずれも午後1時30分～3時30分

▶**ところ** ①三池地区公民館研修室B、②三川地区公民館研修室A、③吉野地区公民館視聴覚室

▶**受講料** 200円

※いずれかの回に参加してください。

05

市内での就職を希望する人へ！

大牟田市合同会社説明会

- ・ 予約不要
- ・ 履歴書不要
- ・ 入退場自由

詳細は
こちらから➡

就職を希望する人のため、また、人材を探している事業所の支援のため、「大牟田市合同会社説明会」を開催します。

事業所の採用担当者と直接話ができ、事業所の概要や具体的な業務内容、労働条件や求められる人材像などを詳しく聞くことができます。求職者だけでなく、家族等の参加も待っています。

▶ と き 8月10日(土)

第1部 製造・サービス等 午後0時30分～2時
30分(0時15分～2時受け付け)

第2部 福祉分野等 午後3時～5時
(2時45分～4時30分受け付け)

▶ ところ 文化会館小ホール

▶ 対 象 ・大牟田市での就職を希望する人(中学生・高校生を除く)

・大牟田市での就職を希望する人の家族等

▶ 参加費 無料

▶ 参加企業数 30社程度(予定)

第1部 製造・サービス等 15社程度

第2部 福祉分野等 15社程度

※参加企業などの詳細は市ホームページで随時公開します。

▶ 後 援 ハローワーク大牟田

▶ 主 催 大牟田人材確保推進事業実行委員会
(事務局:大牟田市、大牟田商工会議所)

■ 問合せ 第1部 産業振興課(☎41-2724)

第2部 福祉課 総合相談担当(☎41-2672)

奨学金返還支援制度「おおむた100若者未来応援事業」

市内に居住する若者が、市内の中小企業等に就職した場合に、在学時に貸与を受けた奨学金の返還額の一部を補助します。詳しくは、産業振興課(☎41-2724)へ問い合わせるか、市のホームページで確認してください。

このほか、UIターン若者就職奨励金制度もあります。

06

議会報告会を開催します

■ 問合せ 市議会事務局 ☎41-2800

議会報告会では、議会が地域に出向き、議会活動などについて報告するとともに、皆さんから大牟田のまちづくりへの意見などを聞きます。いずれの会場でも参加できますので、近所の人や友人を誘って、ぜひ来場してください。

開催日	時 間	会 場	主な対象校区
8月1日(木)	午後7時～	手鎌地区公民館 研修室A	明治、手鎌
8月2日(金)	//	吉野地区公民館 研修室	銀水、上内、吉野、倉永
8月5日(月)	//	大正小学校体育館 ミーティングルーム	大正、中友
8月7日(水)	//	労働福祉会館 中ホール	大牟田中央
8月19日(月)	//	勝立地区公民館 研修室	天の原、玉川
8月20日(火)	//	駛馬地区公民館 視聴覚室	駛馬
8月21日(水)	//	三池地区公民館 研修室A	高取、三池、羽山台
8月23日(金)	//	三川地区公民館 研修室A B	みなと、天領
8月24日(土)	午後2時～	総合福祉センター 大会議室	白川、平原

※手話通訳および要約筆記は、全会場で実施する予定です。

※報告会は、おおそ1時間30分の予定です。

07 (仮称) 絵本ギャラリーの基本設計を行いました

■問合せ 観光おもてなし課 ☎41-2750

動物園の機能強化事業として、令和2年度に整備を予定している（仮称）絵本ギャラリーの基本設計を平成30年度に行いました。基本設計は以下の場所で閲覧できます。

▶閲覧場所 観光おもてなし課、情報公開センター、各地区公民館、えるる、市のホームページ

08 ごみ減量化・資源化の取組みに関する市民・事業所アンケートを実施します

■問合せ 廃棄物対策課 ☎41-2732

本市は、平成18年2月に「大牟田市ごみ処理基本計画」を策定し、市民・事業者の皆さんとの協働によるごみの発生抑制、リサイクルの推進に取り組んできました。計画期間が今年度で終了するため、持続可能な循環型社会構築に向けた施策の一層の推進を図り、ごみ処理費の抑制や次期ごみ処理施設の

建設費の削減、最終処分場の延命化につながるよう、新たなごみ処理基本計画を策定する予定です。

計画において、重点的に取り組む施策をより実効性のあるものとするために、市民・事業者の皆さんへのアンケートを実施しますので、回答への協力をお願いします。

- **調査対象** 元年7月1日現在、市内在住の18歳以上の市民のうち、無作為に選ばれた1,000人および計画の施策に関連する市内の200事業所
- **調査方法** 郵送による送付・回収
- **調査期間** 8月5日(月)まで

09 あなたの校区でも通学合宿を実施してみませんか？

■問合せ 生涯学習課 青少年教育担当 ☎41-2625

通学合宿って？

通学合宿とは、異なる年齢の子どもたちが、一定期間家庭を離れ、地域の公民館等に宿泊しながら学校に通う取り組みです。買い物、炊飯、洗濯といった身の回りの基本的なことを、ボランティアの見守りの下、子どもたち自身で行います。

地域の温かい見守りの中でたくましく育った子どもたちが、将来の新たな「地域の力」となる日がきっと訪れることと思います。子どもたちのために地域の力を結集して通学合宿に取り組んでみませんか。

通学合宿に取り組む団体に、補助金を交付します

▶補助の要件

- ・一つの小学校区内において、地域の住民などで組織された団体であること。
- ・5人以上の小学生を対象に3泊以上の通学合宿を実施すること。

▶補助額 参加者数や宿泊数に応じて22,000円～

30年度は、上内校区、天の原校区、大牟田中央校区、天領校区、明治校区、みなと校区、手鎌校区で実施されました。

